「の援助ができる方、いませんか?



マミリー。 竹木ート

令和2年 8月25日(火)

8:45~16:00

ところ

田里除 老人福祉センタ・

(斜里町文光町52番地17)

対 象 者

斜里町民で 子育て支援に興味のある方

●ご夫婦での参加も大歓迎!

●講習会のカリキュラム

時間	内容
8:45~8:55	開会・オリエンテーション
8:55~9:10	町の子育て支援の現状
	ファミリー・サポート・センターの意義
9:15~9:50	斜里町ファミリー・サポート・センターの概要
10:00~10:50	身体の発育と病気・安全・安心
11:00~12:00	緊急時の対応
昼休憩	
13:00~13:50	子どもの発達過程とその関わり方
14:00~14:50	子どもとの関わり方(遊び方・遊ばせ方)
15:00~15:50	子どもの栄養と食生活
15:50~16:00	質疑応答・修了式

受講申込期限 令和2年8月19日(水)

斜里町ファミリー・サポート・センターとは?

地域で子育ての援助を受けたい人が「おねがい会員」として、 援助を行いたい人が「あずかり会員」として登録し、子育ての 相互援助活動を行う会員組織です。

(利用料と報酬を伴う有償ボランティア活動です。) 斜里町が設置し、社会福祉協議会が運営しています。

あずかり会員として登録して頂くためには、斜里町ファミ リー・サポート・センターが実施する「**あずかり会員講習会**」 を受講して頂く必要があります。 (登録無料)

お互いが安心して、安全に子育てをサポートするために必要 なことを確認して頂くことが、この講習会の目的です。

※本講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上で実施致します。 受講の申込をされる皆様には、次の点についてご協力をよろしくお願い致します。 ・ 当日は、マスクをご着用の上お越しください。

- 当日、発熱等風邪の諸症状が見られる場合は、受講をお控えください。(欠席の旨をご連絡ください。)

主催 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

後援 斜里町



この講習会を受講すると 行政ポイント200Pが 付与されます。

お申込み・お問い合わせ ☆

斜里町ファミリー・サポート・センター(社会福祉法人斜里町社会福祉協議会内)

〒099-4116 斜里町文光町52番地17

電話: (0152) 23-4704 FAX: (0152) 23-5113

Eメール(担当者直通):y,suzuki@song.ocn.ne.jp(担当者:鈴木)

※お申込みに決まった様式はありません。講習名・氏名・住所・連絡先をお知らせください。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報は、「社会福祉法人斜里町社会福祉協議会 個人情報保護規程」に基づき適正に処理致します。今回のお申込みの際に提供頂いた個人情報は、本講習会の参加者の把握、本講習会に関するご案内・ご連絡の際に使用させて頂くことがございます。また、万が一、 本講習会受講者の中に新型コロナウイルス感染者等がいることが確認されたときは、保健所等公的機関に受講者名簿を提供する場合がご ざいます。予めご了承の上、お申込みください。

※斜里町ファミリー・サポート・センターのしくみについては、裏面をご覧ください。

斜里町ファミリー・サポート・センターのしくみ

3 子育ての援助を受けたい方

子育ての援助ができる方

【おねがい会員】

センター主催の会員講習会を受講

- ・随時受け付けております。
- ・センターまでお越し頂き、事業内容の説明を受け、ご理解頂いた
- うえで<u>入会申込書とその他必要な</u>書類を提出して頂きます。 ・<u>助成金の申請</u>についても、その場で書類を記入して頂きます。
- ●登録時に必要な持ち物
- 顔写真(3cm×2.5cm)2枚
 …センターでの撮影も可能です。 FII 總

おねがい会員

- ・講習会修了後、入会申込書とその他必要な書類を提出して頂きま
- ●登録時に必要な持ち物
- <u>印鑑</u> • <u>顔写真(3cm×2.5cm)2枚</u>
 - …センターで撮影も可能です。
- ○自家用車による送迎を実施できる方は、以下のものも必要です。
- ・ <u>免許証の写し</u> ・ <u>自動車保険の加入内容がわかるもの</u>

②援助の依頼

おねがい会員

希望の日時、援助内容を連絡

援助可能なあずかり会員を紹介

センター

援助の依頼の連絡

援助実施の可否を返答

あずかり会員

③事前打合せ

センター職員同席のもと、<u>あずかり会員のご自宅(実際に預かる場所)</u>で、事前打合せを行います。

おねがい会員(お子さんも同伴)

センター

あずかり会員



④援助活動の実施

依頼通りの内容で援助活動を実施

活動報告書を記入し、控えを渡す

あずかり会員



援助終了後、その場で直接料金の支払 (助成金の分をあらかじめ引いた額)





⑤活動報告

センター

月毎に活動報告書を提出

助成金の支払

あずかり会員



あずかり会員への助成金の支払いをもって、おねがい会員に助成があったものとみなします



⑥2回目以降の援助の依頼

同一会員に同一内容で2回目以降の援助をお願いする場合、会員間での連絡調整となります。

おねがい会員

援助が決まったら センターへ連絡

センター

援助の依頼

あずかり会員

〇援助の内容

●保育園、仲よしクラブ等の開始前・終了後 の子どもの預かり

- ●保育園等までの送り迎え
- ●冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子 どもの預かり
- ●買い物や通院、保護者のリフレッシュ等の 際の一時的な子どもの預かり

○利用時間・料金(30分あたりの金額を表示)

おねがい会員が あずかり会員が 利用時間 負担する額 受け取る額 300円 平月7:00~19:00 400円 ●土曜日・日曜日・祝日 ●任末任始 350円 450円 ●平日6:00~7:00 (早朝) ●平日19:00~21:00 (夜間)

他

※いずれの時間で実施して頂く場合も会員同士の合意が必要です。 ※あずかり会員受取額とおねがい会員負担額の差額は町から助成されます。

★ご不明な点などがあれば、斜里町ファミリ ・サポート・センター(23-4704)まで、お気軽にご連絡ください★